

災害時薬事関連業務マニュアル改訂の概要

1 趣旨

令和4年7月22日付け厚生労働省通知「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」により、各都道府県で保健医療福祉活動を総合調整する保健医療福祉調整本部の設置を求められ、令和5年5月1日付けで宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱に改正された。これを受け、必要な文言修正を行ったもの。

2 改訂の根拠資料

- 宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱
(令和5年4月27日付け保福第31号保健福祉部長通知)
- 大規模災害時医療救護活動マニュアル(令和5年4月)

3 改訂部分の例

(1) 全般的事項

- 災害対策本部の下で保健医療福祉活動の総合調整を行う組織を「保健医療調整本部」から「保健医療福祉調整本部」に修正
- 災害対策本部地方支部の下で保健医療福祉活動の総合調整を行う組織を「地域保健医療調整本部」から「地域保健医療福祉調整本部」に修正

(2) 内容精査事項

- 公衆衛生活動については「宮城県災害時公衆衛生活動ガイドライン」(令和5年6月改定)を参照するよう追記(第2章 p12)
- 被災地で活動する薬剤師業務として被災地の薬局で想定される業務を追記(第2章 p12~13)
- 医療施設のみならず薬局においても発災後の概ね3日間に使用する量の医薬品等を確保するよう努める旨の記載を追記(第4章 p19)
- 必用に応じて医薬品等供給要請がなくとも医療救護所等に医薬品等を供給できる(所謂「プッシュ型供給」)旨の記載を追加(第4章 p22)
- 災害対策基本法施行令・規則の改正による緊急通行車両に係る手続きの変更に伴う記載内容の変更(第4章 p23)
- 災害処方箋が発行可能となり得る時期の目安を追記(第7章 p32)
- 災害処方箋に係る費用請求時に想定される通知案・実施要領案等を予め掲載(第11章 p103~109)

4 その他

令和5年3月29日付け県情文第129号総務部長通知に基づき、本文中の「、」から「、」への修正を踏まえたものとしており、新旧対象表での変更部分の表示については省略します。